

第9章 職員の参集、召集計画

(趣 旨)

この計画は、災害対応に必要な人員を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

第1節 非常参集、非常召集

(非常参集)

第1 非常参集は、遠野市消防職員服務規程第11条（平成17年10月1日遠野市消防本部訓令第6号）の定めるところによるものとし、その参集基準は次の第2で定める各号の計画によるものとする。

(非常召集)

第2 非常召集基準は次のとおり。

- (1) 火災等の職員召集は、第13章火災防ぎょ計画に定めるところによる。
- (2) 地震・風水害等の職員召集は、第14章地震・風水害・豪雪等警防計画に定めるところによる。
- (3) 集団救急救助事故等の職員召集は、第16章救急救助計画に定めるところによる。
- (4) 消防応援及び受援に係る職員召集は、第17章消防応援計画及び第18章遠野市緊急消防援助隊受援計画の定めるところによる。
- (5) 消防長は大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急に消防力を増強する必要があると認めるときは、職員に対し召集命令を発するものとする。

(参集場所)

第3 非番、週休者が非常召集を受けた場合は、特に指定があるときを除き、それぞれの所属する課及び署所に参集し、上司の指示を受けなければならない。ただし、交通遮断その他特別の理由により指定された場所又は所属署所に参集することができないときは、最寄りの署所へ参集するものとする。

2 召集命令の伝達は、災害状況等を勘案し、電話、携帯メール、消防無線、遠野ケーブルテレビ、防災行政無線のうち、いずれかを用いて行うものとする。

(適用除外職員)

第4 非常参集及び非常召集は、次の各号に該当する非番、週休者に対しては、特に必要がある場合を除き、これを行わない。

- (1) 休職中又は停職中の職員。
- (2) 傷病により療養中の職員。
- (3) 公務旅行中又は私事旅行中の職員(参集可能な者を除く)。
- (4) 前各号に掲げるものの他、特にやむを得ない事情があると所属長が認めた職員。

第2節 警防体制の強化

(警防員の確保)

第1 消防長は、警防体制の強化を図るため、消防本部、消防署及び出張所に週休者等により、警防員の確保を行うものとする。

警防員の確保計画は、消防本部は消防総務課長が、消防署等にあつては消防署長が別に定めるものとする。

2 前項に定める警防員が参集したときは、所属長又は当直長の命を受け、警防活動に従事しなければならない。